

新しい 地域連携薬剤師研修制度 開始のお知らせ

- 2021年8月から施行される地域連携薬局の認定申請に必要となる薬剤師の研修制度を創設し、3月から受講受付と研修を実施いたします。
- 薬局運営に係る今回の法改正の意義、地域包括ケアにおける薬局・薬剤師の活動などを内容とし、示唆に富む厚生労働省の説明も含まれています。
- 地域連携薬局該当薬剤師のみならず、幅広く薬剤師の研修等にご利用いただきたく、紹介いたします。

問い合わせ先

日本保険薬局協会 専務理事 皆川

研修担当 松尾、木地、上杉

スケジュール等と期待する受講者像

(スケジュール)

- 機関決定 定例理事会（2020.11.20）において、実施決定協議済み
- コンテンツ 1月中に作成、2月中に録画、録音
2月中、ないし3月初旬にウェブ講義システムにアップ
- システム構築 申込・管理システム要件については検討済み、1月中に発注済み
2月中に完成、システムテスト
- 対外アナウンス 1月末（省令、通知発出後）HPで対外アナウンス（済み）
2月ブラック会議で概要紹介（済み）
2月中ホームページで受講受付準備状況公表
- 申込受付 3月初旬開始
- 受講開始 3月中にスタート

(対象等)

- 対象 主たる対象を会員企業とし、調剤アシスト研修と同様企業による申込奨励
受講者には、将来、健康サポート薬局研修の受講を奨励
- 拡張性 個人や非会員企業にも参加呼びかけ
**研修コンテンツの内容(厚生労働省講演、薬機法改正説明、地域連携の重要性等)に鑑み、認定薬局申請の薬局薬剤師以外の者にも広く受講呼びかけ
新人研修や幹部研修への活用促進**

本研修全体の構成

1. はじめに…地域連携薬局研修について(約30分)

- ① 本研修の対象
- ② 本研修趣旨、背景、
- ③ 本研修の特徴(健康サポート薬局研修との関係)
- ④ 薬局の機能分化、特に、健康サポート薬局と地域連携薬局を中心に
- ⑤ 薬機法改正とその経緯(認定薬局を中心に)
- ⑥ 薬局機能分化と医療機関の機能分化
- ⑦ 本研修全体の構成

2. 第一部 厚生労働省講演・講義(約50分)

- ① タイトル … 地域医療構想と地域包括ケアシステムはつながる
- ② 副題 … 人口と疾病の動向をつかんだ今後の医療と介護の在り方
- ③ 目次
 - i. 人口構造の変化に伴う地域社会の構造変化
 - ii. 死亡数、死因、死亡場所
 - iii. 高齢者と疾病
 - iv. 地域包括ケアシステムと地域医療構想
 - v. オンライン資格確認等システムの稼働とデータヘルス改革
 - vi. 高齢化するアジア
 - 3 vii. 変化している高齢者像

本研修全体の構成

3. 第二部 ウェブ講義とワーク、ケーススタディ(約120分)

① タイトル … 地域包括ケアシステムにおける多職種間の連携と薬剤師

② 目次

i. 地域包括ケアシステムについて

- a. 地域包括ケアシステム「5つの構成要素」
- b. 地域包括ケアシステムのイメージ
- c. 地域包括ケアシステム構築の流れ

ii. 当該地域の地域包括ケアシステムの現状調査

- a. 地域包括支援センターの業務
- b. 地域包括ケアシステムに係る職種
- c. 地域包括ケアシステムにおける薬局の役割
 - (ワーク1)人口構成の把握、ニーズと特徴の把握
 - (ワーク2)地域包括ケアシステムの事例の把握
 - (ワーク3)地域包括ケアシステムMAPの作成

iii. 相談応需、多職種・機関との連携ロールプレイ

(ワーク4)ケーススタディ1、2

本研修全体の構成

3. 第三部(参考教材 任意学習 40分) 他職種との連携(口腔ケアと薬剤師)

薬剤師向け 医・歯・薬連携に関する 研修資料

監修： 大阪大学名誉教授 雉石 聰
制作・協力： 一般財団法人 サンスター財団、一般社団法人 日本保険薬局協会

生涯にわたる健全な口腔保健

ムシ歯とその予防

歯周病とその予防

セルフケア

顎骨壊死に関連するお薬と口腔ケア

糖尿病患者の口腔ケア

がん患者のお薬と口腔ケア

ドライマウスを引き起こすお薬と口腔ケア

摂食・嚥下障がい者と口腔ケア

認知症患者と口腔ケア

(背景)

2019年12月の薬機法改正により、2021年8月1日より、地域連携薬局が創設され、その認定申請が開始される。都道府県によっては、8月1日に先立つて申請書受付の準備を進めている（東京都からの情報）。

薬機法上以下4分類の要件が地域連携薬局の認定に関し定められ、具体的な内容は省令、通知に委任されている。

1. 構造設備要件（利用者の心身の状況に配慮したもの）
 2. 情報共有体制要件
 3. **患者に安定的に薬剤を供給するための調剤、販売業務体制要件**
 4. 在宅調剤、情報提供、指導要件
-
- 省令に委任された認定要件の概要について、他の薬局機能の届出要件等と比較して一覧したものが次ページである。
 - 職員の研修要件については、上記3に基づいて委任された省令の規定によるものであり、一段とハードルが高いものになっている。

地域連携薬局の要件の認定要件と健康サポート薬局、地域支援体制加算届け出要件の比較

要件	健康サポート薬局（2016.02） (保健所への届出 手数料なし)	地域連携薬局（2021.08.01） (都道府県の認定 手数料毎年約1万円)	地域支援体制加算（2018.04） (調剤報酬 厚生局への届出 手数料なし)
設備	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーへの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーへの配慮 高齢者、障害者の円滑利用構造 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーへの配慮 高齢者、障害者の円滑利用構造
開局時間	<ul style="list-style-type: none"> 平日連続した開局、土日いずれか4時間以上 	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 平日8時間以上、土日一定時間以上、週45時間以上の開局
時間外対応	<ul style="list-style-type: none"> 開店時間外の相談応需体制 休日及び夜間の調剤応需体制 	<ul style="list-style-type: none"> 左と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左と同じ
販売体制	<ul style="list-style-type: none"> 要指導医薬品等（基本的な48薬効群を備蓄）、介護用品等の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬の調剤応需体制 高度管理医療機器等の販売体制 	<ul style="list-style-type: none"> 1,200品目以上の医薬品備蓄 麻薬小売業者の免許取得 OTCを販売していること
その他体制	<ul style="list-style-type: none"> 健康サポートを実施する上で地域における連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関との情報連携（報告、連絡）、他の薬局との情報連携、医薬品提供体制 無菌製剤処理を実施できる体制 医療機器、衛生材料提供体制 	<ul style="list-style-type: none"> 副作用の報告体制 健康情報拠点としての役割
薬剤師 (含む研修)	<ul style="list-style-type: none"> 健サポ研修を修了し5年の実務経験を有する薬剤師の常駐（実質2名以上） かかりつけ薬剤師1人以上※週32時間勤務,1年在籍,3年経験、研修認定、地域活動 	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上勤務している常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上） 地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上） 全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修の計画的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ薬剤師1人以上※週32時間勤務,1年在籍,3年経験、研修認定、地域活動 管理薬剤師が週32時間勤務,1年在籍、5年経験
研修 (再掲あり)	<ul style="list-style-type: none"> 健サポ研修を修了し、5年の実務経験を有する薬剤師の常駐 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアに関する研修（健サポ研修）の修了証常勤薬剤師の半数以上の配置 全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修、又はこれに準ずる研修の計画的な実施（外部研修が望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> 薬学的管理指導に係る職員等研修の実績及び計画 外部の学術研修の受講
実績	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の実績があること 健康サポートの取組み実績 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア構築に資する会議への継続的参加 情報提供一定程度（月平均30回以上）の実績 在宅医療一定程度（月平均2回以上）の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多職種と連携する会議参加1回以上/年 情報提供を行った回数12回以上/年 在宅医療の実績12回以上/年 プレアボイドの報告実績

(研修に関する法令規定の内容 省令、局長通知 2021.01.22と01.29)

省令第10条の2（地域連携薬局の基準等 2021.1.22）

- 3-8 当該薬局に勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- 3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事するすべての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。

局長通知（2021.1.29）

- 3-8 地域包括ケアシステムに関する研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」において、技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、当該要綱に基づき研修実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が本規定の基準を満たす者として取り扱うこととする。
- 3-9 地域連携薬局は、同項8号に基づき研修を修了した薬剤師のみならず、当該薬局に勤務する他の薬剤師も地域包括ケアシステムに係る内容を理解した上で業務に携わることが適当であることから、当該薬局に勤務する薬剤師に対して、地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。当該研修については、外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容するものであり、あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。

(新たな研修の特徴) 健サポート研修との関係、内容、費用、実施方法、修了証

- 求められているものは、「地域包括ケアに係る研修」であり、当該薬局の半数は健康サポート薬局研修の修了（修了証）が求められている。
- これについては、法案作成時に、協会、政治連盟が既存の健康サポート薬局の利用を強く求めてきた成果である。
- 加えて、全ての薬剤師に上記に準ずる研修の実施が薬局開設者に求められる。
- 前記「準ずる研修」について新たな研修として、健康サポート薬局研修に含まれる地域包括ケアに係る部分を切り出し、ウェブで受講できるようシステム対応して実施する。
- 研修修了者には「地域連携薬剤師研修修了証」を交付し、認定の際に活用していただく。
- 地域連携研修修了者には、将来健康サポート薬剤師研修を受講してもらうよう奨励する。
- 研修受講管理と申込管理のシステム構築し、認定申請手続き用のデータ提供を提供。

(費用等)

- コンテンツのシステムアップと受講管理、申込管理システム構築費用は協会負担。
- 受講費用は健康サポート薬局研修と同様、管理費用のみとし、研修費用は請求しない。
- 健康サポート薬局研修受講費用の半額以下とし、本研修受講者が健康サポート薬局研修を受講する場合、同研修の受講費用は本研修の受講費用を控除した額とする。
- 会員、非会員問わず募集する。

(新たな研修の特徴 2) 認定あるいは認定更新について

- 省令10条の2 3-9については「地域包括ケアに係る研修又はこれに準ずる研修」を
 - 一年以内ごとに、**計画的に受けさせていること。**
 - 地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。
 - あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。
-
- これらの具体的手続き、認定（更新）申請様式などは今後通知等で明らかにされるとともに、都道府県ごとに対応が決められると思います。
 - 今回実施する研修の受講者には、ウェブ講義システムにアクセスするID、パスワードが配布されそれを利用し受講します。
 - また、今回受講終了後は、修了証が交付されます。
 - 今回研修を修了した上で、仮に認定申請時あるいは更新時に毎年の研修受講計画が求められる場合、皆様にはID,パスワードを利用し、毎年本研修の全部又は一部にアクセスし、必要な部分を受講するという計画を立てていただき、それをもって実施計画にすることを検討していただければと思います。
 - いずれにしても、本件申請の具体的方法につきましては、今後都道府県で決められますので、それに従い対応をお願いいたします。

健康サポート薬局研修・地域連携薬剤師研修の関係 1

健康サポート薬局研修

(22時間eラーニング+8時間集合研修)

- ①Eラーニング
- ②webラーニングⅠ・Ⅱ（健康サポート機能）
- ③webラーニングⅢ（地域包括ケア機能）
- ④集合研修（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

新しい

地域連携薬剤師研修

(全体で4時間程度のウェブラーニング)

- ① webラーニング地域包括ケア
- ② 地域包括ケアに関する厚生労働省講演・解説
- ③ 先進事例の検討(web研修)
- ④ 事例研究（webワーク）
- ⑤ 薬機法改正の意義等

それぞれに修了証授与

- この地域連携薬剤師研修受講者が将来健康サポート薬局研修を受講する場合、健サポ研修受講費用は、本来の費用（会員6600円）からこの研修の受講費用（会員2200円）を控除した金額、4400円となる。
- 本研修の研修内容は、健康サポート薬局研修の技能Ⅲ（地域包括ケア）に関する部分をウェブ講義用に改修したものに、厚生労働省の講演と今回の薬機法改正の意義等の内容を加えたものである。
- 前記により、薬機法第6条の2に基づく薬機法施行規則第10条の2第3項第9号の「地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修」に該当するものとする。

健康サポート薬局研修・地域連携薬剤師研修の関係 2

健康サポート薬局研修

(22時間eラーニング+8時間集合研修)

技能Ⅰ（1時間）

- ①健康サポート薬局の社会的位置付けの説明
理念、施策、制度、背景
- ②健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習

技能Ⅱ（4時間）

- ①薬局利用者の状態、状況把握
- ②利用者のニーズと解決策の提案
受診勧奨、OTC、生活習慣、
- ③相談対応後のフォローアップ

技能Ⅲ（3時間）

- ①地域の医療・保健・介護・福祉資源の現状
調査と説明
- ②薬局利用者健康保持・増進、医療介護等相談対応
適切な職種・機関への紹介
- ③地域包括ケアシステムと各職種・機関との連携
薬剤師としてあるべき連携

地域連携薬剤師研修

(全体で4時間程度のオンデマンドウェブラーニング)

はじめに（30分）

- ①地域連携薬局研修の対象
- ②地域連携薬局と薬剤師研修実施の背景、趣旨、特徴
- ③薬機法改正とその経緯
- ④薬局の機能分化と医療機関の機能分化

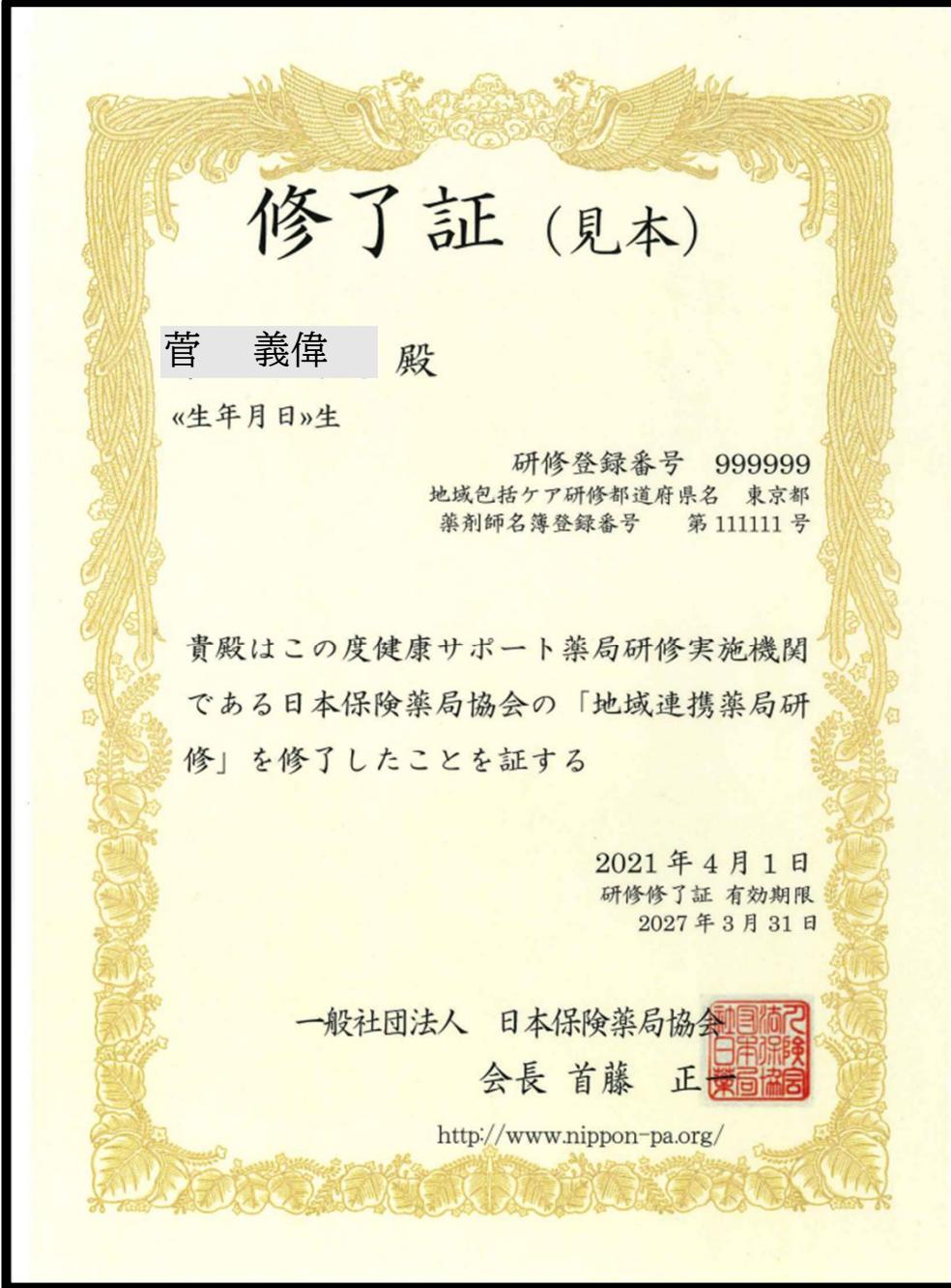
第一部 厚生労働省の講演・講義（50分）

- 「地域医療構想と地域包括ケアはつながる」
(人口と疾病動向をつかんだ今後の医療と介護の在り方)
- ・人口構造の変化に伴う地域社会の構造変化
 - ・死亡数、死因、死亡場所、高齢者と疾病
 - ・地域包括ケアシステムと地域医療構想
 - ・変化している高齢者像

第二部 地域包括ケアにおける他職種間連携と薬剤師

- ①地域の医療・保健・介護・福祉資源の現状
調査と説明
- ②薬局利用者健康保持・増進、医療介護等相談対応
適切な職種・機関への紹介
- ③地域包括ケアシステムと各職種・機関との連携
薬剤師としてあるべき連携

交付される修了証の見本



サイズ A4 たて

地域連携薬剤師研修申込み等に関する QA

2021. 02. 09 現在（問い合わせ先 皆川、松尾、木地、上杉）

日本保険薬局協会において、2021 年 8 月 1 日に施行される地域連携薬局に係る新しい研修制度の創設についてご案内したところ、多くの企業様からご質問をいただいております。

ご質問につきましては、電話、メール等で回答いたしておりますが、参考のために、これまでのご質問に対して協会からお答えしたところを次ページ以降まとめております。

大きく、以下のような項目に分けられます。

- 非会員企業の申込について
- 受講資格について
- 申込スケジュールについて
- 研修費用について
- 健康サポート薬局との関係について
- 研修に係る認定要件とその手続きについて

(1月26日 会員企業様)

Q 健康サポート薬局研修を受講していなくても受講できますでしょうか？

A 今回の研修は健康サポート薬局研修技能Ⅲを中心に構成しており、地域連携薬局認定の観点からは健康サポート薬局研修受講者は本研修を受講する必要はありません。このようなことから、健康サポート薬局研修未受講者を基本的に対象としておりますことをご理解ください。なお、本研修終了後、何年かのうちに健康サポート薬局研修を受講していただくことを奨励しております。

Q 会員企業の従業員が受講資格対象でしょうか？

A 会員企業薬剤師、非会員企業薬剤師、個人薬剤師すべてを対象としております。会員企業薬剤師とそれ以外には若干の費用の差があります。

Q 受講申し込みをするにおいて何か受講資格（経歴、薬剤師歴など）はございますか

A 本研修の場合、薬剤師であれば特に経歴等の要件はありません。薬剤師ではない場合、地域連携薬局の要件にはなりませんが、経営幹部にお聞きいただいても参考になる内容ですので、広くご案内ください。

(1月26日 会員企業様)

Q 大前提として、地域連携薬局の要件として、地域連携薬局としての認可を得るために地域連携薬剤師研修を受けておくことが必要という事でしょうか？

A これから通知が出ます（1/29に発出）。必ずしも事前の本研修修了が求められるわけではありませんが、一年以内に研修を受けることの計画を出すことになります。ただ、事前に受けておけば研修の実績報告とその後の計画を出せばいいので、面倒くさくはないかと思い、協会は3月に開始することとしています。修了証は健サポ研修と同様6年の有効期間といたしますので、早めにお受けいただいても長期に活用できます。

A 過去に健康サポート薬局研修を受講している者は、地域連携薬剤師研修を無料で受講できるのでしょうか？

Q 検討いたしますが、そのようなニーズはありますでしょうか？修了証を出す場合は少しコストを負担していただく予定です。

Q これから新たに受講する者は、3月に地域連携薬剤師研修（2200円）を受けてから後に、健康サポート薬局研修（4400円）を受講する流れでよろしいでしょうか？

A そのように考えております。健サポ研修受付管理のシステムを改修し、地域連携薬剤師研修を終了後5年以内に健サポ研修を受講する場合、（本研修の費用2200円を控除し）4400円に研修費用を減額する予定です。

Q 3月の地域連携薬剤師研修に関しては、4月以降の支払いは可能でしょうか？（予算の計上が無いものですから）

・問題ありません。事前にご連絡していただければ、お支払い時期の調整は御社のご希望に応じて対応いたします。

（1月27日　　非会員企業様）

Q 弊社は日本保険薬局協会ではないが研修を受けることが可能でしょうか？

A 会員企業、非会員企業ともにお申込みいただけますので、ご活用ください。

Q 今回の研修は地域連携薬局の認定申請に必要な地域包括ケアシステムに関する研修に該当するのか？

A 厚生省令の規定は以下の通りです。現時点の解釈は、3-9に該当します。なお、3-8は健康サポート薬局研修と言われています。なお、今月中に関係通知が発出され、明らかになります。

省令第 10 条の 2 (地域連携薬局の基準等)

- 3-8 当該薬局に勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- 3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事するすべての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。

Q 地域包括ケアシステムに関する研修は健康サポート薬局研修の修了が必要との認識であったが、今回の新しい研修を受講すれば良いと考えてさしつかえないか？

A 現段階の解釈は上記のとおりです。今後明らかになれば改めてご案内申し上げます。

(1月29日 会員企業様)

Q 今回の研修はWEB開催とのことですですが定員設定はしていますか？

A 定員の設定はありません。オンデマンドの研修で、ID、パスワードを用いてそれぞれの方が受講していただく研修となります。なお、企業によっては、集合してモニターを活用して研修を実施する場合があります。よろしくご検討ください。

(1/29 会員企業様)

Q 研修の申込受付はいつ頃開始になるのか。

A 企業様の新人研修等に間に合うよう、3月中には募集開始、研修実施開始予定です。よろしくお願ひいたします。

Q この研修を受講すれば、地域連携薬局の認定となるのか。健サポ研修も受講しないと認定されないのでしょうか。

A ご案内のように、1月29日に発出された通知において、職員の半数以上が受けていなければならぬ研修については健康サポート薬局研修修了証を有することが要件として定められました。この研修は30時間以上かかる研修であり負担が大きいことから、全員が計画的に受講する研修に該当させることは無理があると考え、そのために健康サポート薬局

研修に含まれる内容のうち地域包括ケアに係る部分を取り出し厚生労働省の講演を加えて4時間強の研修に再編成したものが本研修です。現時点では毎年計画的に受講させる研修に該当させる運用となります。将来的には2番目の研修としても適用していただけるような可能性を探っていきたいと考えております。

Q web研修となりますが、日時指定の研修なのか。一定期間で個別で受けるものでしょうか？

A オンデマンドの研修になりますので、受講生の都合のいい時間にID、パスワードを利用して研修サイトにアクセスしていただくことになります。また、4時間強ですが、短時間に区切って受講することも可能です。

全て終了した時点で当方が把握し、翌月に修了証を発行、発送することになります。

Q 受講しなかった場合は、費用はどうなるのか？

A 趣旨が分からぬところがありますが、申し込み後受講しなかった場合についての取り扱いは以下のようにしています。

当方の経理上、申し込みの時点で収入を発生させ請求権の行使を行うことになりますが、お申し込み後一切研修サイトにアクセスしなかった方については、年度末に確認し、経理上未収金の欠損処理をすることにいたしております。もちろんこの処理の前に、該当の方には何らかの形でご連絡をとらせていただいております。

(2/4 非会員企業様)

Q 非会員の場合、研修費用はいくらになりますか。

A 管理費用として3000円と消費税300円の予定です。なお、非会員の受講者であっても、将来その方が健康サポート薬局研修を受講される場合この受講費用から3300円を控除した額を請求費用といたしますので、是非とも両方の研修をご活用ください。

Q 資料6ページ目（地域連携薬局の要件の認定要件と健康サポート薬局、地域支援体制加算届け出要件の比較）につきましての質問です。

<https://secure.nippon-pa.org/mail/img/npha20210201.pdf>

要件 地域連携薬局（2021.08.01）の列、薬剤師（含む研修）の行に記載がある、下記 3 点ですが、どの項目が今回の地域連携薬剤師研修に該当しますか。

1 一年以上勤務している常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）

2 地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）

3 全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修の計画的な実施

A ご案内のように、1月 29 日に発出された通知において、上記 2 番目の研修については健康サポート薬局研修修了証を有することが要件として定められました。この研修は 30 時間以上かかる研修であり負担が大きいことから、全員が実施する上記 3 番目の研修に該当させることは無理があると考え、そのために健康サポート薬局研修に含まれる内容のうち地域包括ケアに係る部分を取り出し厚生労働省の講演を加えて 4 時間強の研修に再編成したものです。現時点では上記 3 番目の研修に該当させる運用となりますが、将来的には上記 2 番目の研修としても適用していただけるよう働きかけを行っていきたいと思っております。

(2/5 会員企業様)

Q 8月の地域連携薬局届出に関して地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）とありますが、

この【域包括ケアに関する研修を修了】というのは

- ①新しい地域連携薬剤師研修の修了（修了証）
- ②健康サポート薬局研修の修了（修了証）

①および②両方の修了が必要との解釈でよろしいでしょうか。

もしくは①のみが必須、②のみが必須などありますでしょうか。

A 認定手続きの文書として事前に必要なのは②です。①については認定申請時受講済みの方がおられればその人数を記載し、受講済みでない方については今後いつごろ受講するかの計画を出すものと考えております。また、毎年の計画については、本研修の一部について定期的に再履修するという計画を提出していただければと思います。いずれにしても、認定手続きを実施する都道府県において今後詳細な申請手続きが定められていくので、これに従うことになります。

なお、このようなことを含め、研修コンテンツにおいて丁寧に説明申し上げることとしておりますので、よろしければどなたか早めに受講していただき理解を深めていただければ幸いです。

(2/9 会員企業様)

2/4 日付 ジョブクローバー様の QA に関する確認質問（重複があるため割愛）

(2/10 会員企業様)

ご連絡ありがとうございます。以下、お答え申し上げます。

Q 知り合いの会社（非会員）も地域連携薬剤師研修制度の受講を検討しているが、非会員の場合も、会員と同じく3月下旬申込できますか。

A 非会員企業様、個人の方につきましても会員企業様と同様に3月中にはお申込みいただけますよう準備しています。なお、3月から認定手続きが始まる8月までの間は、会員加入促進プロモーション期間として、非会員企業様が企業として本研修にお申込みいただける場合、会員企業様と同じ料金で受講していただけるよう検討したいと考えておりますので、よろしくご紹介ください。

(2/10 会員企業様)

Q 「求められているものは、「地域包括ケアに係る研修」であり、当該薬局の半数は 健康サポート薬局研修 の修了（修了証）が求められている。」例えばこれは4名薬剤師がいて、2名は健康サポート薬局研修が終了していないといけないということなのでしょうか。地域連携薬剤師研修だけ受けてもダメで、健康サポート薬局研修を受けていないといけないのでしょうか。

A ご指摘の通りです。研修については2つの要件があり、両方とも満たす必要があります。
①半数以上の薬剤師が健康サポート薬局研修の修了証を持つことと、②全員が毎年計画的に実施される地域包括ケアに係る研修又はそれに準ずる研修に参加するというものです。なお、日本保険薬局協会が実施する新しい地域連携薬剤師研修については、一度配布

された ID、パスワードはその後も有効ですので、毎年計画的にその一部にアクセスしていくことにより②の要件を満たすものと考えております

(2/15 会員企業様)

ご連絡、ご質問ありがとうございます。以下お答え申し上げます。

Q 地域連携薬剤師研修の認定を満たすためには全体約 4 時間の研修だけで良いのか。

A これまでの QA に同様のご質問があり、それらをホームページに掲載しておりますので、ご高覧ください。いずれにせよ、ご質問の研修だけでは要件を満たすことになりません。

Q PDF P10 健康サポート薬局研修・地域連携薬剤師研修の関係 1 の研修内容は、NPhA 独自のものなのか。

<https://secure.nippon-pa.org/mail/img/renkei210211.pdf>

A 健康サポート薬局研修のコンテンツは、NPhA が作成はしましたが、健康サポート薬局研修に係る国の通知に基づく内容を備え、日本薬学会から認定を受けたものです。連携薬剤師研修のコンテンツは、この健康サポート薬局研修のコンテンツを利用していますが、これについて国が基準を定めているものではありません。

Q どうしたら効率的に地域連携薬局の基準を満たせるのか。

A 今回の法律改正の趣旨をご理解していただきご対応いただければ効率的に基準を満たせることになるかと思います。

(2/19 会員企業様)

Q ①3-8 当該薬局に勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修 を修了した者であること。

②3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事するすべての薬剤師に対し、一年以内ごとに、

前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。

①が健康サポート薬局修了者、②が新しい地域連携薬剤師研修に該当することは理解致しました。質問ですが、②の一年以内ごとの計画的な研修は健康サポート薬局修了者も含まれるのでしょうか。

含まれるようならば、健康サポート薬局修了者にも新しい地域連携薬剤師研修を受講されることにより②の研修を受けたことになりますでしょうか。

A ご指摘の通りです。健康サポート薬局研修修了者の場合、少し重複する内容がありますが、お受けいただければ②に該当します。

ただ、当方の問題ですが、これらの方々（健サポ研修修了者）に費用のご負担をしていただくことができるのか、またシステム上どのように対応するか、検討する必要があると考えています。

Q 3月より新しい地域連携薬剤師研修受講者受付開始とのことですが、今後の受付に関して質問です。

4月以降に新しい地域連携薬剤師研修を受講したい薬剤師が出た場合は、随時個別に申し込みができるのでしょうか。

もしくは、数か月に一回など日本保険薬局協会様で募集をかける形でしょうか。

A オンデマンドのウェブ研修ですので、いつでもお申込みいただき、研修受講いただけます。まず、会社の方で簡単にアカウントをおつくりいただけすると、それを通じ各個人が申し込むこととなります。

こうした手順につきましては、すでに調剤アシスト研修において採用しており、事務局の方で丁寧に説明させていただきます。よろしくご検討ください。